●答申●

文部科学省中央教育審議会

### はじめに

ては、高等教育を含めた教育は、個人の人格の形成の上でも、代であると言われている。これからの「知識基盤社会」におい○二一世紀は「知識基盤社会」(knowledge-based society) の時 社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の国家戦 することも大きな責務である。 おいては、先見性・創造性・独創性に富み卓越した人材を輩出 とが、今後の教育には強く求められている。また、高等教育に ニケーションをとることのできる力を持った個人を創造するこ 教・風俗習慣等を広く含む。)を理解・尊重して他者とコミュ 済的側面の調和のとれた社会を実現し、他者の文化(歴史・宗 略の上でも、極めて重要である。精神的文化的側面と物質的経

○我が国の高等教育に関しては、従来より、 本に及ぶ諸答申、特に平成一〇 (一九九八) 年答申「二一世紀の我が国の高等教育に関しては、従来より、旧大学審議会の二八 大学像と今後の改革方策について」や平成一二(二〇〇〇)年

> ○その後、国立大学の法人化、公立大学法人制度の創設、学校法 改革等との関連もあり、相次いで実施されてきている。 する様々な議論に加えて、国全体の行政改革・司法改革・規制 はまだ具体的日程に上っていなかった諸改革も、大学改革に関置を認める構造改革特区など、平成一〇(一九九八)年当時に 認可の弾力化と第三者評価制度の導入、株式会社による大学設 人制度の改善、法科大学院等の専門職大学院制度の創設、設置 て」等を踏まえて、各般の高等教育改革が着実に進捗している。 答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方につ

> > 4

から、 の成果を具体的に競い合う段階へと移行する最中にある。 我が国の高等教育改革は、これら各般のシステム改革の段階 各機関が新たなシステムの下で教育・研究活動の活性化

○国際的には、ケルンサミット(一九九九年)等を契機として、 育圏」創設を目指した「ボローニャ・プロセス」が進行 改革が大幅に進展しつつある。例えば、EUでは「欧州高等教 世界各国において「知識基盤社会化」を念頭に置いた高等教育 また、特にアジア近隣諸国においては、ここ数年の高等教

うな進路を選択するのか、 ってよい。 育進学率の急上昇に伴い高等教育改革が急速に進展しつつあ 我が国が高等教育改革について国際的な競争の中でどのよ 大きな岐路に差し掛かっていると言

○我が国の高等教育の整備については、これまで、高等教育計画 示する必要が生ずるゆえんである。 発点として、中長期的観点から望ましい方向や在るべき姿を提 ない。我が国の高等教育に関し、 を策定して計画的な整備目標を設定してその実施に努めてき の諸施策にとらわれず新しい発想で対処していかなければなら しかし、 このような内外の新たな状況を踏まえれば、 広く議論を喚起するための出 従来

○そこで、 方や認識に関しては、補論一~三に提示してある。 将来像に向けて取り組むべき施策(第五章)を示すものである。 等教育の発展を目指した社会の役割に関する将来像(言わば 従前の高等教育計画や将来構想に替わるものとして、 の時代における高等教育と社会の関係を踏まえつつ(第一章)、 を重ねてきた。本答申は、その成果として、「知識基盤社会」 会で四回、大学分科会で三二回にわたってこの課題につき審議 本審議会がこのような見解をまとめるに至った背景となる考え 「グランドデザイン」とも呼ぶべきもの。第二章~第四章)と、 に想定される高等教育の全体像、高等教育機関の在り方及び高 の高等教育改革の推進方策について」の諮問を受けて以降、 本審議会では、平成一三(二〇〇一)年四月の「今後 中長期的 総

○教育の在り方は、その国の将来の社が国の教育は、関係者の○教育の在り方は、その国の将来の社会・経済の在り方を左右す 営々たる努力と国民全体の支援によって、 我が国社会を今日の

特集・中央教育審議会答申

の持続的な発展の礎となることを願ってやまない。新時代の高等教育を築くための道標となり、また、我が国社会 また質の面でも、より根本的な議論が不可避となっているので つの基盤が大きく変調しつつある今日、高等教育の量の面でも、得の動向に支えられてきたとの感を持たざるを得ない。この二ずしも活発であったとは言い難く、国全体の経済発展と個人所高等教育、特にその経済的基盤に関する社会全体での議論が必 危機であり、これ以上、現在の高等教育が置かれている深刻な 状況を座視し続けることは許されないものと考える。本答申が、 ある。本答申の中でも述べるように、高等教育の危機は社会の 言ってよい。にもかかわらず、戦後久しく、我が国においては 繁栄・発展に導く上で、全体として大きな成功を収めてきたと

### 第一章 新時代の高等教育と社会

○本章では、 における高等教育と社会との関係を概観することとする。びそれに向けて取り組むべき施策を提示するに先立ち、新時代 中長期的に想定される我が国の高等教育の将来像及

性を増す、いわゆる「知識基盤社会」 (knowledge-based society) の時代であると言われる。 はじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要 二一世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化を

競争力の確保等の国家戦略の上でも、 の人格の形成の上でも、社会・経済・文化の発展・振興や国際 これからの「知識基盤社会」においては、高等教育は、 極めて重要である。 個人

将来にわたって高等教育につき責任を負うべきである。 競争が激化する今後の社会では、国の高等教育システムない 高等教育政策そのものの総合力が問われることとなる。 国は、

発展を続けるためには、 高等教育の危機は社会の危機でもある。 負託に十分にこたえるものへと変革し、 とって、優れた人材の養成と科学技術の振興は不可欠であり、 的に支援するという双方向の関係の構築が不可欠である。 人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国に 高等教育を時代の牽引車として社会の 社会の側がこれを積極 我が国社会が活力ある

## 今後の社会における高等教育の役割

- ○二一世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をは を増す、いわゆる「知識基盤社会」(knowledge-based society) の時代であると言われている。 じめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性
- ○「知識基盤社会」の特質としては、 ることが促進される、等を挙げることができる。 ラダイムの転換を伴うことが多く、 争と技術革新が絶え間なく生まれる、③知識の進展は旧来のパ なく、グローバル化が一層進む、②知識は日進月歩であり、 に基づく判断が一層重要となる、④性別や年齢を問わず参画す 幅広い知識と柔軟な思考力 例えば、①知識には国境が 競
- ○こうした時代にあっては、精神的文化的側面と物質的経済的側 社会を構築していく上でも基調となる。また、 面のバランスのとれた個々人の人間性を追求していくことが、 国内・国際社会

- 考えられる。 化・宗教・風俗習慣等を理解・尊重し、他者と積極的にコミュ中、相互の信頼と共生を支える基盤として「付える見い」 ニケーションをとることのできる力がより重要となってくると ともに一層流動的で複雑化した先行き不透明な時代を迎える 相互の信頼と共生を支える基盤として、他者の歴史・文
- ○高等教育の役割は、人格の形成、能力の開発、知識の伝授、 の様々な学習機会の中にあってその柱となり、社会を先導して 教育は、初等中等教育の改革の動向とも相まって、中等教育後 的生産活動、 いくものである。 文明の継承など、 非常に幅広いものである。 高等
- ○「知識基盤社会」においては、新たな知の創造・継承・活用が である。 指導的人材を幅広い様々な分野で養成・確保することが重要 教育機能を充実し、先見性・創造性・独創性に富み卓越した 社会の発展の基盤となる。そのため、 特に高等教育における
- け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて野についての専門性を有するだけでなく、幅広い教養を身に付○また、活力ある社会が持続的に発展していくためには、専攻分 ならない。 る人材、 積極的に社会を支え、あるいは社会を改善していく資質を有す すなわち「二一世紀型市民」を多数育成していかねば
- ○これからの「知識基盤社会」においては、 育は、 ムないし高等教育政策そのものの総合力が問われることとな る。国際競争が激化する今後の社会では、国の高等教育システ 興や国際競争力の確保等の国家戦略の上でも、 個人の人格の形成の上でも社会・経済・文化の発展・振 高等教育を含めた教 極めて重要であ

これからの時代に立ち向かう努力と気構えが必要であることは 高等教育機関や学生・企業等の関係者も、十分な自覚を持ってわたって高等教育につき責任を負うべきである。また、個々の 国は、高等教育の経済的基盤の充実に努めるなど、 将来に

## 二 高等教育の中核としての大学

- ○大学とは、学術の中心として深く真理を探求し、専門の学芸を 保障するため、伝統的に一定の自主性・自律性が承認されてい ることが基本的な特質である。 教授研究することを本質とするものであり、その活動を十全に
- ○このような大学は、高等教育の中核をなすものであり、高い質 習得のみを目的とするのではなく、全人格的な発展の礎を築くを明確にして質を確保する上では、大学教育は、技能や知識の ためのものであるという基本的特性を明確にすることが重要で を保持することがこれまで以上に求められる。「大学とは何か」 題である。 性と実際の大学の多様性との関係をどう整理するかも重要な課 ある。また、学校教育法第五二条に規定する大学の目的の単一
- ○大学は教育と研究を本来的な使命としているが、 会全体の発展への寄与)の重要性が強調されるようになってき からの社会貢献であるが、 ている。当然のことながら、教育や研究それ自体が長期的観点 社会貢献(地域社会・経済社会・国際社会等、広い意味での社 に期待される役割も変化しつつあり、現在においては、大学の 近年では、 国際協力、 同時に、大学 公開講座や産

特集・中央教育審議会答申

- 使命」としてとらえていくべき時代となっているものと考えら っており、こうした社会貢献の役割を、言わば大学の「第三の 学官連携等を通じた、より直接的な貢献も求められるようにな
- ○このような新しい時代にふさわしい大学の位置付け・役割を踏 経済社会との連携も常に視野に入れていくことが重要である。としての大学開放の一層の推進等の生涯学習機能や地域社会・ 点を置く場合であっても、教育・研究機能の拡張(extension) まえれば、各大学が教育や研究等のどのような使命・役割に重

## $\equiv$ 高等教育と社会との双方向の関係:高等教育の危機は社会の

7

- ○学術研究の高度化、学習需要の多様化、社会の価値観の変化、 ていくことが必要である。 れぞれの個性・特色を明確にし、 十分に果たすためには、各高等教育機関が競争的環境の中でそ 国際化・情報化の進展等の中で高等教育が今後ともその役割を 全体として多様な発展を遂げ
- ○しかし、高等教育が近年の社会の変化に真に対応できているの 危機に瀕していると言っても過言ではない。 ない高等教育の経済的基盤など、むしろ、 う概念の希薄化、他の先進諸国に比べて必ずしも十分とは言え 軽視の傾向、度重なる規制改革の中での「大学とは何か」とい 特色の相対化、各機関ごとの人材養成目的の曖昧化、教育機能 は、大いに問題があると考えられる。各高等教育機関の個性・ また、十分に高い質を保っているのかといった点について 我が国の高等教育は

○特に、人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国にと

にこたえるものへと変革していかなければならない。ど、我が国の高等教育を時代の牽引車として社会の負託に十分

って、優れた人材の養成と科学技術の振興は今後の発展のため

の両輪として不可欠なものであり、この両者に占める高等教育

る。今後の我が国が活力ある発展を続けるためには、高等教育 の重要性にかんがみれば、高等教育の危機は社会の危機でもあ

もに、高等教育の受益者は学生個人のみならず社会全体である 機関の側が自らを厳しく変革しつつ社会の発展に寄与するとと

用した支援の在り方について、幅広く社会の合意形成を図るとすことを前提としつつ、公財政支出の在り方及び民間資金を活すことを前提としつつ、公財政支出の在り方及び民間資金を活るという双方向の関係の構築が不可欠である。 という視点を明確に踏まえ、社会の側がこれを積極的に支援す

ともに、産業界等による学生の採用時期・方法の工夫や適切な

を促すことが必要である。 評価に基づく処遇など、高等教育の発展を支える各方面の取組

第二章 新時代における高等教育の全体像

〇本章では、中長期的(平成一七(二〇〇五)年以降、平成二七 る我が国の高等教育の将来像のうち、主として高等教育の全体(二○一五) 年~平成三一(二○二○) 年頃まで) に想定され 像に関する事項を示すこととする。

> 画から将来像へ 「高等教育の将来像」についての基本的考え方:高等教育計

命を終え、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将して一八歳人口の増減に依拠した高等教育政策の手法はその使 と等により、「進学率」の指標としての有用性は減少し、主と大学・学部等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃されたこ 来像の提示と政策誘導」の時代へと移行する。 八歳人口が減少して約一二〇万人規模で推移する一方で、

政支援等が中心となろう。 ④高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、 示、②制度的枠組みの設定・修正、③質の保証システムの整備、 国の今後の役割は、 ①高等教育の在るべき姿や方向性等の提 ⑤ 財

8

# (一)一八歳人口の動向とこれまでの高等教育計画等

を直近の頂点として減少期に入り、平成一一(一九九九)年度○我が国の一八歳人口は平成四(一九九二)年度の約二○五万人 一七(二〇〇五)年度からさらに減少し、平成二一(二〇〇九)ている。平成一六(二〇〇四)年度には約一四一万人で、平成から平成一五(二〇〇三)年度までは約一五〇万人程度となっから平成一五(二〇〇三)年度までは約 まで約一二〇万人前後で推移することが予測されている。 年度に約一二一万人となった後は、平成三二 (二〇二〇) 年度

新増設について抑制的に対応しつつ、第二次ベビーブームによから平成一二(二○○○)年度までの高等教育計画で、大学等の○これまでの高等教育政策においては、昭和五○(一九七五)年度

の提示と政策誘導」の時代への移行と言うことができる。 わち、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像

○国の今後の役割は、①高等教育の在るべき姿や方向性等の提示、 支援等が中心となろう (第四章二 (一)参照)。 高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、 ②制度的枠組みの設定・修正、③質の保証システムの整備、 ⑤財政

○このように、今回の将来像においては、

①高等教育の量的変化の動向

>ーピニニールを2斤こよンステムの毒薬について一を踏まえ、平成○平成一四(二○○二)年八月の中央教育審議会答申「大学の質変利に長らオイオ・フ

変化は見られなかった。

展に柔軟に対応でき、また、大学間の自由な競争を促進するた一五(二〇〇三)年度以降は、大学が社会のニーズや学問の発の保証に係る新たなシステムの構築について」を踏まえ、平成

め、抑制方針は(医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の

五分野を除き)基本的には撤廃されている。

〇平成一二(二〇〇〇)年度から平成一六(二〇〇四)年度にお

て、臨時的定員を措置するなどの政策的な対応が図られてきた。 る一八歳人口の急増期においては受験競争の緩和等を目的とし

動きは続いていた。その結果、入学定員の規模としては大きなが進められる一方で、新分野への対応等の事情により新増設のいては、基本的に抑制基調が継続される中、臨時的定員の解消

②高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

③高等教育の質の保証

④①~③を踏まえた各高等教育機関の在り方

·大学 (学士課程、 大学の課程) 修士・博士・専門職学位課程、

・高等専門学校

・専門学校

⑤高等教育の発展を目指した社会の役割

等が内容となっている。

しつつ需給調整を図るといった、右肩上がりの成長期に採られし、主として一八歳人口の増減に依拠して高等教育規模を想定八歳人口に対する進学率」の指標としての有用性は徐々に減少○様々な社会の変化や国の役割の変質を踏まえると、今後は「一

(二) 国の今後の役割

おむねこの順序で叙述することとする。 ての考え方を整理している。本章二以下及び第三・四章でもお 後述の第五章では、これらを主要な柱として関連施策につい

○なお、学術研究の推進に関しては、平成一六(二○○四)年 図っていく必要がある。 のほかに、学術分科会等での議論をも踏まえ、 ている。高等教育機関における教育・研究については、本答申ける多様な分野の総合的な推進方策について」の審議が行われ 一月以降、科学技術・学術審議会学術分科会で「学術研究にお 総合的な推進を

9

### 特集・中央教育審議会答申

等教育の規模や配置等が決まり、必要に応じて将来像が見吉地方公共団体等がそれぞれの行動を戦略的に選択する中で、 れるというシステムへと転換することが不可避となろう。

必要に応じて将来像が見直さ

ったものが提示され、各高等教育機関・学生個々人・各企業・つつ策定されてきた。しかし、今後は、高等教育の将来像とい での高等教育計画や将来構想も高等教育の在り方を念頭に置き てきた政策手法はその使命を終えるものと考えられる。これま

### $\equiv$

## 高等教育の量的変化の動向

学者数:志願者数)は平成一九(二〇〇七)年には一〇〇%に 全体規模等に関する考え方 八歳人口が減少を続ける中、

大学・短期大学の収容力

入

現が重要な課題である。 わち、学習機会に着目した「ユニバーサル・アクセス」の実も自らの選択により学ぶことのできる高等教育の整備、すな しかし、今後は、分野や水準の面においても、誰もがいつでニバーサル段階の高等教育が既に実現しつつあると言える。 教育についての量的側面での需要はほぼ充足されてきてお 達するものと予測される(従前の試算よりも二年前倒し)。 様々な変化を背景に、全体規模の面のみからすれば、高等 同年齢の若年人口の過半数が高等教育を受けるというユ

べきであり、そのための関係機関の協力体制が必要である。特に在学生の就学機会の確保を最優先に対応策が検討される学校の存続自体が不可能となることもあり得る。その際には、 経営が困難となる機関も生ずることが予想される。 今後、 少子化の影響等により、在籍者数が大幅に減少して 中には、

### (ア) 高等教育の全体規模

○我が国の大学・短期大学への進学動向に関して、 の将来構想について」では、一八歳人口の減少に伴い入学者が九七)年一月の大学審議会答申「平成一二年度以降の高等教育 平成九 (二)九

> 測される。 年早く平成一九(二〇〇七)年には一〇〇%に達するものと予 考え方に基づき再計算を行うと、大学・短期大学の収容力は二 者の割合である収容力は一○○%になると試算されていた。 漸減し、平成二一(二〇〇九)年度には全志願者に対する入学 かし、その後の志願率の伸び悩み等を考慮して同答申と同様の

○大学・短期大学の一八歳人口を基準とした進学率は、 れる。 たる経済の停滞や専門学校への進学率等の影響もあると考えら が一定となっていた要因は必ずしも単純ではないが、長期にわここ数年はほぼ一定で推移していた。大学・短期大学の進学率 から再び上昇して平成一一(一九九九)年度に約四九%となり、 に進行した。その後、進学率は一時的に安定し、平成に入って 五)年度には三八・四%にまで達し、高等教育の大衆化が急速 年代前半に一五%を超えた後急激に上昇して昭和五〇(一九七 一九六()

10

七四・五%に達している。この意味では、我が国の高等教育は、ぼ一貫して増加し続けており、平成一六(二○○四)年度には○専門学校を含めた進学率は、昭和六一(一九八六)年度からほ サル段階に既に突入しており、これにふさわしいものへと変革 同年齢の若年人口の過半数が高等教育を受けるというユニバー を迫られていると言うことができる。

○社会の高度化・複雑化・専門化の進展等に応じ、 き発展していくためには、社会の各分野で活躍できる質の高い子化の進行に伴い若年労働人口が減少する中で我が国が引き続 上で広く求められるようになっていくと考えられる。また、 な課題探求能力や専門的知識等を有することが社会生活を送る 今後は、高度

### 人材の供給を充実・確保することは重要である。 今後の大学・短期大学の進学率については、近年の傾

○ただし、 と発展に関しては今後の展開に委ねられる部分が大きい。 状態にある。さらに、パートタイム学生についても、その定着状との比較において、量的に大幅な拡大は必ずしも見込めない が考えられるものの、約一二〇万人前後で推移する時期にあっ が期待されるが、学部(学士課程)・短期大学段階等では、 博士・専門職学位課程)段階での高度な学習需要の着実な伸び 会人学生や外国人留学生については、主として大学院(修士・ ては、大幅な拡大は必ずしも見込めない状態にある。また、社 向から敷衍すれば、 一八歳人口が減少する過程では若干の上昇 しも見込めない段階等では、現

○こうした様々な変化を背景に考えると、全体規模の面のみから すれば、高等教育についての量的側面での需要はほぼ充足され てきており、ユニバーサル段階の高等教育は既に実現しつつあ

ると言うことができる。

においても、社会人等を含めた多様な学習者個々人の様々なのとなるためには、単に全体規模だけでなく分野や水準の面○しかし、ユニバーサル段階の高等教育が真に内実を伴ったも 不可欠である。その意味で、誰もがいつでも自らの選択によもに、学生支援の充実等により学習環境を整えていくことが需要に対して高等教育全体で適切に学習機会を提供するとと 要への的確な対応等を含めた高等教育機関相互の切磋琢磨は 課題である。このような見地からも、より高い水準の学習需機会に着目した「ユニバーサル・アクセス」の実現が重要な り適切に学べる機会が整備された高等教育、 すなわち、 学習

特集・中央教育審議会答申

○このことはまた、「学(校)歴偏重社会」が次第に過去のものでも「ユニバーサル・アクセス」の実現が求められている。 で潤いのある人生を送ることを目指して、人々の多様な生涯学○今後の我が国において、個人が自己啓発を図り、より一層豊か 習需要は増大する傾向にあることから、社会人が高等教育機関 で学ぶ機会もますます増大していくものと考えられ、この意味

加速するであろうことをも意味する。となり、高等教育機関と実社会との「往復型社会」への転換が

考え方も根強く、意識と現実との乖離を解消する努力がなお必ってよい。しかし、依然として人々の意識の上では学歴偏重のその人の将来の社会的な処遇が決定されないことは明らかと言 社会において、 績をとるかによって、彼の残りの人生は決まってしまう」ようかつて、我が国社会は「一八歳のある一日に、どのような成 要である。 九七〇)年)によって分析されたことがあった。今日では、 な学歴偏重の社会であるとOECD教育調査団(昭和四五 人生の比較的早い段階での学歴・学校歴のみで  $\widehat{\phantom{a}}$ 実

○産業構造の変化や雇用の急速な流動化を背景とした昨今の社会 社会」への転換が加速するものと期待される。 機関で学習を行い、その成果をもってさらに活躍する「往復型 関と実社会双方の努力により、社会人が必要に応じて高等教育 社会全体に根づき始めたようにも見える。今後は、高等教育機 知的にリフレッシュして付加価値を高めるという意識が急速に 職場での肩書きや専門的資格のみに依拠するのでなく、 人の大学院での学習需要の高まりを見ると、職業生活の上でも、

男女共同参画や少子高齢化の一層の進展等に伴い

することがますます求められる。 必要なときにいつでも学習できる環境と多様なメニュー 等教育機関は、人々の幅広い知的探求心や学習需要にこたえて、 や高齢者が就労する機会が一層増大することも予想される。高

- ○社会・経済情勢の変化に伴い、高等教育機関(イ)経営状況の悪化した高等教育機関への対応 口の減少等を見据えつつ、自ら経営努力を行うことが不可欠環境は厳しさを増しつつある。各機関は、長期的な一八歳人社会・経済情勢の変化に伴い、高等教育機関を取り巻く経営 である。
- 努力を促すことが必要である。また、各高等教育機関が、必要もと、経営分析や指導・助言を通じて、各機関の自主的な改善した。経営分析や指導・助言を通じて、各機関の直接の〇各高等教育機関の経営改善を支援するため、関係機関の連携の 要である。 に応じて財務・会計等に関する専門家の意見を求めることも重
- ○今後、少子化の影響等により、 ある。 生の就学機会の確保を最優先に対応策が検討されるべきであ 能となる場合もあり得るであろう。そのような際には特に在学 手立てを講じてもなお経営が好転せず、学校の存続自体が不可 が困難となる機関も生ずることが予想される。中には、様々な そのために関係機関の協力体制を作っておくことが必要で 在籍者数が大幅に減少して経営
- ○また、平成一六 (二〇〇 を踏まえ、各高等教育機関においては、学習者保護の観点か らも、財務情報の積極的な公開に努めることが重要である。 って学校法人に対し財務情報の公開が義務付けられたこと等 巡 年の私立学校法の一部改正によ

### =地域配置に関する考え方

ある。 性化の拠点としての役割をも担っていることに留意する必要が 域社会の知識・文化の中核として、また、次代に向けた地域活 流動性や遠隔教育の普及等とともに、地方の高等教育機関は地 条件の低下や学習機会に関する格差の増大等を招くことのない ような方策を講ずることは重要な課題である。その際、 大都市部における過当競争や地域間格差の拡大によって教育 人材の

- ○平成一四 展を阻害している等の批判があり、同年七月に工業(場)等 ていた。これに対しては、大都市部における大学の自由な発限区域内の大学の設置等については抑制的に取り扱われてき 都圏・近畿圏・中部圏における工業(場)等制限区域・ 質の保証に係る新たなシステムの構築について」までは、首平成一四(二〇〇二)年八月の中央教育審議会答申「大学の いる。 制限法も廃止されたことを踏まえて、 抑制方針は撤廃されて 準制
- ○大都市部における設置認可の抑制方針を撤廃したことによる大 う、 件の低下や学習機会に関する格差の増大等を招くことのないよ を講ずることも重要な課題である。 都市部における過当競争や、 各国公私立大学における適正な定員管理を図るための方策 地域間格差の拡大によって教育条
- ○地域配置に関しては、人材の流動性や遠隔教育の普及等の要素 機関は、それぞれの特色を発揮した教育サービスの提供の面だも考慮することが必要である。その際、地方における高等教育

向けた地域活性化の拠点としての役割をも担っていることに留けでなく、地域社会の知識・文化の中核として、また、次代に 意する必要がある。

○地方における高等教育の支援や地域振興に資するため、 重要と考えられる。 育機関を核とした知的クラスターの形成支援を充実することも 育機関相互のコンソーシアム (共同事業体)形成支援や高等教 高等教

# (三)今後の人材養成の分野別構成等に関する考え方

及び船舶職員の五分野の取扱いについては、 努力を支援するとともに、人材需要見込み等を的確に把握しることが基本である。国は、高等教育機関の自主的・自律的ること、社会人の再教育を充実させること等により対応を図 て情報提供する仕組みを整えるべきである。 広い基礎的な教育を充実すること、柔軟に教育組織を改組す 抑制方針が維持されている医師、 今後の様々な人材需要に対しては、各高等教育機関が、 歯科医師、 人材需給見通し 獣医師、 幅

○今後ますます多様化・複雑化し、変化の速度を増していく人材 な教育を充実すること、 育機関が、競争的環境の中で創意工夫を凝らし、幅広い基礎的 需要に対しては、国が一元的に調整するのではなく、 法人化や設置認可の弾力化を生かして 各高等教

特集・中央教育審議会答申

等の政策的要請を十分に見極めながら、抑制の必要性、

程度

や具体的方策について、必要に応じて個別に検討する必要が

れる。 こと等によって総合的な対応を図ることが基本であると考えら 柔軟に教育組織を改組すること、社会人の再教育を充実させる

- ○特に国として重点的・戦略的に推進すべき人材養成分野につ 導・支援していくことが考えられる。 えながら、高等教育機関の自主的・自律的な努力を幅広く誘 ては、当該分野の人材需要見込みや国際的環境等を的確に踏ま
- ○国は、各高等教育機関の行動選択の参考に供するとともに、 がある。 恒常的に収集・整理するなどして的確に把握し、提供すべきで いて、 の対話・協議の場の設定や意欲的な取組の評価・顕彰等を通じ ある。また、人材養成に関する高等教育機関側と産業界側等と 人材養成に関する需要や国際的環境、求められる人材像等に の自主的・自律的な努力を効果的に支援するため、分野ごとの 社会のニーズと高等教育の適切な対応関係を確保する必要 関係府省や民間政策研究機関等が保有する様々な情報を 0
- ○その中で、地域社会のニーズに十分こたえるべき分野 よう配慮していかねばならない。 な学問分野については、国として全体的なバランスが図られる 医療・教育等)や、 需要は少ないが学術・文化等の面から重要
- ○抑制方針が維持されている医師、歯科医師、 加えていく必要がある。 要性、程度や具体的方策について、 材需給見通し等の政策的要請を十分に見極めながら、 船舶職員の五分野の取扱いについては、これらの分野ごとの人 必要に応じて個別に検討を 獣医師、